

厚木市特別業務地区建築条例

昭和 54 年 6 月 26 日

条例第 12 号

(目的)

第 1 条 この条例は、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第49条第1項の規定に基づき、厚木都市計画特別業務地区の区域(地区整備計画が定められている区域を除く。以下同じ。)内における建築物の建築を制限又は禁止することにより、流通関連施設を集約化し、もって土地利用の効率化及び適正化を図ることを目的とする。

(用語の意義)

第 2 条 この条例における用語の意義は、法及び建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)の定めるところによる。

(建築の制限)

第 3 条 厚木都市計画特別業務地区の区域内においては、法第48条第11項に定めるもののほか、別表に掲げる建築物を建築し、又は用途を変更して新たにこれらの用途に供してはならない。ただし、市長が第 1 条の目的に反するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。

2 市長は、前項ただし書の規定により許可をする場合においては、あらかじめ厚木市建築審査会の意見を聴かなければならない。

(既存の建築物に対する制限の緩和)

第 4 条 法第 3 条第 2 項の規定により、前条第 1 項の規定の適用を受けない建築物については、法第 3 条第 2 項の規定により引き続き前条第 1 項の規定の適用を受けない期間の始期(以下「基準時」という。)を基準として、次の各号に定める範囲内において増築し、又は改築することができる。

- (1) 増築又は改築が、基準時における敷地内におけるものであり、かつ、増築又は改築後における延べ面積及び建築面積が基準時における敷地面積に対して、それぞれ法第52条第 1 項及び法第53条の規定に適合すること。
- (2) 増築後の床面積の合計は、基準時における床面積の合計の1.2倍を超えないこと。
- (3) 増築後の前条第 1 項の規定に適合しない用途に供する建築物の部分の床面積の合計は、基準時におけるその部分の床面積の合計の1.2倍を超えないこと。
- (4) 前条第 1 項の規定に適合しない事由が原動機の出力量、機械の台数又は容器等の容量による場合においては、増築後のそれらのお出力、台数又は容量の合計は、基準時におけるそれらのお出力、台数又は容量の合計の1.2倍を超えないこと。

(罰則)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

- (1) 第3条第1項又は第4条の規定に違反した場合における当該建築物の建築主
- (2) 第3条第1項又は第4条の規定に違反した場合における当該建築物の設計者(設計図書を用いないで工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該建築物の工事施工者)
- (3) 法第87条第2項において準用する第3条第1項の規定に違反した場合における当該建築物の所有者、管理者又は占有者

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又はその人に対して前項の罰金刑を科する。ただし、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に対し、相当の注意及び監督が尽くされたことの証明があったときは、その法人又は人については、この限りでない。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、昭和54年7月1日から施行する。
- 2 都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律(平成4年法律第82号)附則第4条の規定が適用される間におけるこの条例の第1条、第2条、第3条第1項、第4条第1号、第5条第1項第3号及び別表の規定の適用については、この条例の第1条中「建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第49条第1項」とあるのは「都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律(平成4年法律第82号)附則第4条の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の建築基準法(以下「旧法」という。)第49条第1項」と、第2条中「法」とあるのは「法又は旧法」と、第3条第1項中「法第48条第10項」とあるのは「旧法第48条第6項」と、第4条第1号中「法第52条第1項及び法第53条」とあるのは「旧法第52条第1項(第5号を除く。)、旧法第53条第1項(第3号及び第4号を除く。)及び法第53条第2項から第5項まで」と、第5条第1項第3号中「法第87条第2項」とあるのは「旧法第87条第2項」と、別表中「法別表第2(り)項」とあるのは「旧法別表第2(ほ)項」と、「建築基準法施行令」とあるのは「都市計画法施行令及び建築基準法施行令の一部を改正する政令(平成5年政令第170号)附則第3条の規定によりなお効力を有することとされる同令による改正前の建築基準法施行令」とする。

附 則(昭和62年条例第20号)

この条例は、昭和62年7月1日から施行する。

附 則(平成4年条例第24号)抄
(施行期日)

1 この条例は、平成4年10月1日から施行する。

附 則(平成5年条例第15号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成8年条例第14号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年条例第30号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条の改正規定は平成21年2月1日から施行する。

附 則(平成28年条例第20号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成30年条例第1号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

- 1 住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿
- 2 店舗又は飲食店でその用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル(市長が別に定める区域内にあっては、10,000平方メートル)を超えるもの
- 3 ホテル、旅館、簡易宿所その他これらに類するもの
- 4 ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場その他これらに類するもの
- 5 カラオケボックスその他これに類するもの
- 6 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの
- 7 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場その他これらに類するもの
- 8 ナイトクラブその他これに類するもの
- 9 展示場
- 10 キャバレー、料理店その他これらに類するもの
- 11 喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則(昭和60年国家公安委員会規則第1号)で定めるところにより計った営業所内の照度を10ルクス以下として営むもの
- 12 喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、他から見通すことが困難であり、かつ、その広さが5平方メートル以下である客席を設けて営業するもの
- 13 学校
- 14 図書館、博物館その他これらに類するもの
- 15 神社、寺院、教会その他これらに類するもの
- 16 病院又は診療所(患者の収容施設があるものに限る。)
- 17 公衆浴場
- 18 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
- 19 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの
- 20 自動車教習所
- 21 畜舎(その用途に供する部分の床面積の合計が15平方メートルを超えるものに限る。)
- 22 法別表第2(ぬ)項第3号(1)、(8の3)、(13)又は(13の2)に掲げる工場